

宜野湾ダイビング協会 会則

2021年 1月 18日 制定

第1条 (本協会の名称と所在地及び代表者)

- 1 名称 宜野湾ダイビング協会
- 2 所在地 〒901-2227 沖縄県宜野湾市宇地泊764
- 3 代表者 宜野湾ダイビング協会 西尾洋祐

第2条 (本協会の目的)

- 1 本協会は加入事業者の連絡体制のもとに、以下4項目の目的を掲げるものとする。
 - ① 宜野湾市の観光発展への寄与
 - ② 海洋環境の保護と改善
 - ③ 健全なダイビング業界の確立と啓蒙活動
 - ④ 会員間の親睦と情報交換、および資質の向上

第3条 (本協会の事業)

- 1 本協会は本会における目的を達成するために次のいずれかの事業を行う
 - ① 海洋生物等自然環境の保護及び調査研究
 - ② ダイビング客誘致の為の調査研究と広報
 - ③ ダイビング振興に関する意識の向上
 - ④ 宜野湾市の観光に関する情報の収集及び提供
 - ⑤ 宜野湾市観光振興協会等、他団体との連携と協力
 - ⑥ その他、本協会の目的を達成するための事業

第4条 (会員の資格及び権利)

- 1 本協会の協会員は以下のように構成される
 - ① 正会員
- 2 会員の定義は以下のものになる
 - ① 正会員とは原則として宜野湾市内に事業所在地を有し、協会が作成した加入申込書及び必要書類を理事会に提出し、承認された事業者とする
 - ② 本協会資産の所有権及び使用権は正会員のみが有する。本会総会における議決権は、正会員のみが有する。総会における発言権、理事会への提案権、及び各委員会への参加・提案権は全ての正会員が有する
- 3 会員資格取得
 - ① 原則として、宜野湾市内に事業所があること
 - ② 本協会へ入会申込書及び必要書類を提出すること
 - ③ 海域レジャー事業届出書等の必要書類を提出していること
 - ④ 法人や個人(該当者)においては、法定福利に加入し、各種法令を遵守していること

- ⑤ 反社会的勢力、または暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）に該当し、また、将来にわたっても該当しないこと、および、反社会的勢力と関りをもたない意思があること。尚、該当した場合、入会後に発覚した場合においても催告なく資格は取り消される

第5条（入会金及び年度会費）

- 1 入会金は発生しないものとする
- 2 年度会費は通信費、総会等の会場費等として2,000円を徴収するものとする
- 3 年会費の使用用途については理事会にて決議するものとし、収支の決算会計については総会にて決議するものとする

第6条（協会の資格喪失）

- 1 正会員は次の各号により、その資格を失う
 - ① 退会した時
 - ② 除名された時
 - ③ 本協会が解散した時
 - ④ 本人が死亡、または会員である事業所もしくは企業が消滅した時

第7条（除名及び資格の変更）

- 1 正会員が次の各号に該当するときは、理事会にて過半数の決議により除名あるいは会員資格を変更することができる
 - ① 本協会の名誉を著しく傷つけたとき
 - ② 規約又は総会の決議に従わないとき
 - ③ 年度会費の未納が続いたとき
 - ④ 入会申込時等に虚偽の報告を行ったとき
 - ⑤ 公序良俗に著しく反する事案が生じたとき
 - ⑥ その他、会員としてふさわしくないと判断されたとき
- 2 退会した者、又は除名された者は、既に納付した協会費や、その他本協会の資産に対して何等の請求ができないものとする

第8条（役員）

- 1 本協会に次の役員をおく
 - ① 理事 3名以上5名以内
 - ② 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、宜野湾ダイビング協会の会長とする
- 3 理事長以外のうち、理事長は1名を副理事長として指名することができる
- 4 前項の役員の任期は2年とし、再選は妨げない

第9条 (役員選出及び選挙)

- 1 理事の選出は立候補、または、理事長からの指名により、会長へ申込書を提出し、理事会の承認を得た後に総会の決議を受けて理事となる。立候補が多い場合は会員による投票を行い、総会の議決を受けて理事となる
- 2 合計3～5名の理事において、その中から1名の代表者を選出し、総会の議決を得て理事長となる
- 3 監事は正会員または協会外部の者として選出し、総会をもって監事とする。なお、監事は理事会での議決権を有さないものとする

第10条 (役員職務と解任)

- 1 役員と監事は以下の職務があるものとする
 - ① 理事長は本協会を代表する会長として、会務を統括する。また、総会、理事会を招集し議長となる
 - ② 理事は本協会の運営にあたる
 - ③ 理事長、および、理事は本協会の書記会計業務にあたる
 - ④ 監事は本協会の会計を監査する
- 2 理事、または監事が、次のいずれかに該当するときは理事会の過半数の決議により解任することができる
 - ① 職務上の義務に違反、または職務を怠ったとき
 - ② 心身による支障の為、職務執行に支障があり、これに堪えないとき
 - ③ 重大な公序良俗に反することがあったとき
 - ④ 重大な過失や法令違反があったとき

第11条 (役員報酬)

- 1 役員は無報酬とする

第12条 (総会)

- 1 本協会の通常総会は年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、次の事項について審議する
 - ① 事業報告、決算報告、次年度事業計画、次年度予算等に関する事
 - ② 役員選任に関する事
 - ③ 会則に関する事
 - ④ 除名に関する事
 - ⑤ その他
- 2 会長が必要であると認めたときは、臨時総会を開催する事ができる
- 3 総会は正会員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛同により議決する
- 4 正会員は委任状により出席に代えることが出来る

第13条 (理事会)

- 1 理事会は総会に次ぐ決議機関とし、必要に応じて開催することができる
- 2 会長が認めたときは、理事会をもって臨時総会に代えることが出来る。ただしその決議事項は、次の総会において承認を受けなければならない
- 3 理事会は本活動を円滑に行う為、下記の動議、決議を理事会単独で承認する
 - ① 事業内容について
 - ② 入会者の承認
 - ③ 除名における決議
- 4 理事会の議事については議事録もしくは備忘録を作成し、出席した理事および監事は署名を行う

第14条 (会計)

- 1 本協会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする

第15条 (事務局)

- 1 必要に応じて事務局を開設するものとし、開設までの間は理事が事務局の業務を兼務する
- 2 理事長は、事務局の業務を理事に分担して執行することが出来る

第16条 (補足)

- 1 本会則の定めるもののほか、会員の運営に必要な事項は理事長が定めるものとする

第17条 (細則)

- 1 会員の義務と心得
 - ① 宜野湾ダイビング協会の会員は自覚を持ち、公序良俗に則した行動を行うとともに、本会則を遵守し、協会員相互協力する
 - ② 会員は本協会の目的を推進するため本協会及び関係機関が開催する事業には積極的に参加し、会員及び会員の事業所に属する従業員の研鑽に努める
 - ③ 会員は事故発生の際は、相互扶助の精神に基づき、状況の許す限り積極的に救助活動に努める
 - ④ 会員は各海域における気象、海象、地形等の情報を互交換し、会員全体の安全確保に努める
 - ⑤ 会員は海洋資源をはじめ環境の異常や変化、環境に悪影響を与える行為を見聞きした場合は、本協会及び関係機関に報告する
 - ⑥ 会員は漁業調整規則や海上交通法をはじめ各種法令とルールを遵守し、海域を共同利用している多くの人々の権利を尊重し、協議、調和の精神で友好的に海域を利用する

第18条 (海難事故連絡義務)

- 1 海難事故を発生させた会員は適切に対処するとともに、速やかに関係機関に連絡すること